

令和3年度第3回人権施策審議会 議事録 (確定版)

開催日時 2021(令和3)年12月6日(月) 10時00分

出席委員(7名)

会長	渡信人	副会長	原田博治
委員	山下秀和	委員	直江葉子
委員	原口一夫	委員	萱沼美香
委員	岩城和代		

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

市長	田辺一城	副市長	横田昌宏
教育長	長谷川清孝	市民部長	清水万里子
総務部長	野村哲也	教育部長	横田浩一
建設産業部長	河北吉昭	一部事務組合局長	小山貴史

欠席職員(2名) ※文教厚生委員会出席のため

保健福祉部長	渋田倫男	議会事務局長	水野幸徳
--------	------	--------	------

事務局職員(3名)

人権センター課長	森下早苗
人権センター人権教育・啓発係長	小河浩司
人権センター人権教育・啓発係員(事務局担当)	淵上敬介

【注記】議事録で「コロナ」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」のことです。

1. 開会

(森下 人権センター課長)

皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中、古賀市人権施策審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会進行を務めさせていただきます、古賀市人権センターの森下でございます。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、第3回古賀市人権施策審議会を開催させていただきます。

本日の第3回古賀市人権施策審議会は、部長級以上の出席とさせていただいておりましたが、委員会に伴う公務が入ったことに伴いまして、水野議会事務局長、渋谷保健福祉部長が委員会对応のため出席できませんでした。野村総務部長は少し遅れて参加します。申し訳ございませんが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは会議の開催にあたりまして、はじめに、田辺市長からご挨拶申し上げます。

2. 市長挨拶

(田辺市長)

おはようございます。人権施策審議会の皆様におかれましては、人権施策審議会に参画いただいておりますこと感謝申し上げます。また、本市の人権行政に関してさまざまな御意見をいただきながら、また本市の取組にも御理解をいただいておりますことにも感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本市はすべての市民の人権の確立を視点を据えまして、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組の展開を目的として、2007（平成19）年に古賀市人権施策基本指針を策定して、すべての施策の基軸に据えてまいっております。その後、2013（平成25）年4月に第4次総合振興計画の策定に伴いまして、基本指針の改定を行っております。そして今回、2020（令和2）年度に実施いたしました、人権に関する市民意識調査の結果や、また性的少数者や、インターネット、新型コロナウイルスに関する問題等、こうした社会状況の変化に伴う新たな人権課題が生じていることを踏まえ、今回基本指針の改定を行いたいと考えております。本審議会は委員の皆様がこの基本指針改定案に関する審議を行っていただき、市に対して率直に御意見を述べていただきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、さまざまな忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長挨拶

(森下 人権センター課長)

それでは次に、人権施策審議会 渡会長より、御挨拶をお願いいたします。

(渡会長)

おはようございます。古賀市人権施策基本指針は古賀市の人権施策の憲法的なものという位置付けがされているようでございます。市長のお話にもありましたように、最初の策定から過去1回、基本指針は改定されておりますが、それからの間、インターネットや新型コロナに関する問題等、新たな差別事象が出てきておりますので、今回市の方で改定をしたいということでございます。そうしたことから審議会の意見をいただきたいということでございますので、今日は皆様の御意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

4. 諮問

(森下 人権センター課長)

渡会長ありがとうございました。それでは次に、古賀市長から古賀市人権施策審議会の設置趣旨に基づき諮問をいたします。恐れ入りますが、渡会長は前方にお進みください。

(田辺市長)

諮問書、令和3年12月6日、古賀市人権施策審議会会長渡信人様、古賀市長田辺一城。古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針の改定案について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願ひいたします。

(森下 人権センター課長)

ここで市長は別の公務のため退席いたします。御了承のほどよろしくお願ひいたします。

(田辺市長)

よろしくお願ひいたします。(退席)

5. 資料確認

(森下 人権センター課長)

それではここで、議事に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

レジュメ

別紙1：座席表

別紙2：改正と改定について

別紙3：字句の訂正・誤植・追加等について

別紙4：人権施策基本指針改定（案）事前質問に対する回答について

別紙5：個別の人権問題の修正案について

別紙6：第4回審議会の日程調整表について

途中、会議開始から1時間ほど経過したところで5分ほどの休憩を取り、11時50分をめぐりに基本指針改定(案)に関する質疑を終えていただきたいと考えております。その後、基本指針指針全般に関する感想や意見交換の時間を若干ではありますが設けていただき、12時をめぐりに閉会させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。それではこれより渡会長に議事進行をお願いいたします。

6. 議事

(渡会長)

それではレジュメに沿って議事を進めていく。

まず議事(1) 会議の公開及び議事録署名人について事務局から説明を願う。

(森下 人権センター課長)

審議会の会議公開の取り扱いについて説明する。こちらは第1回の審議会同様、本会議は、古賀市情報公開条例により公開することとしており、会議日程等の公表、会議概要の報告を古賀市ホームページ及び市役所情報公開窓口で行う。また、議事録署名については、こちらも前回同様、渡会長と原田副会長に議事録署名人になっていただきたいと考えている。以上、会議の公開及び、議事録署名人について、本市からの御提案である。

(渡会長)

会議の公開及び議事録署名について、事務局より提案のあったとおりこの会議は公開とする。それと同時に、議事録署名人は私と原田副会長の2名を御指名だが、よろしいか。

～異議なし～

(渡会長)

それでは、会議は公開することとし、議事録署名人は、私と原田副会長の2名とさせていただきます。ここで事務局にお願いをする。議事録の素案ができたなら、一度各委員に御覧いただき、間違いはないか確認していただきたい。よろしくお願ひする。

それでは議事(2) 古賀市人権施策基本指針の改定(案)について、事務局から説明をお願ひする。

(小河 人権センター係長)

審議会委員の皆様事前に資料送付させていただいていた、古賀市人権施策基本指針改定(案)について説明する。資料送付後に変更した点があるため説明する。別紙2:「改定と改正について」を御参照いただきたい。事前送付させていただいていた資料では、古賀市人権施策基本指針改正と表記させていただいていたが、言葉の意味等調べたところ、「改正」よりも「改定」が合っていることが判明したため、今後は「改定」と表記統

一させていただきたいと考えている。事務局からの説明は以上である。御質問があればお答えさせていただくため、よろしく願います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(上 人権センター庶務担当)

審議に入る前に、事務局から補足説明をさせていただく。本日、別紙4：「人権施策基本指針改定(案)事前質問に対する回答について」を配布させていただいている。審議委員の皆様にも事前にお送りさせていただいた事前質問票から、全部で13個の事前質問をいただいていた。第1章から第6章まで順に基本指針改定案に関する御審議をいただく中で、各章の事前質問に関する回答は事務局からご説明をさせていただく。よろしくお願い申し上げます。

(会長)

それではここから、2022(令和4)年古賀市人権施策基本指針改定(案)についての審議に入る。

(会長)

まず第1章、「古賀市人権施策基本指針策定の趣旨」の1～5ページについて御意見のある方は申し出ただければと思うが、第1章に関する事前質問があれば、先に事務局から説明をお願いします。

(上 人権センター庶務担当)

第1章に関する事前質問について御説明させていただく。別紙4：「人権施策基本指針改定(案)事前質問に対する回答について」を御参照願う。

【事前質問 1番】 第1章 4ページの(1)改定の趣旨について 召委員
新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害の問題は、当初は医療従事者など特定業種の人々や家族に対するものが主でしたが、その後、地域、年齢、性別等に関わらず、誰もが人権侵害の被害者ともなり、加害者ともなる状況が全国的に広がったと思います。それにより、改めて人権侵害は対岸の火ではなく、我が事として意識されるようになった大きな契機となったと思います。その点を含んだ表現を検討していただきたい。

【回答 1番】

16ページの「感染症患者等に関する人権問題」の14行目に、御指摘いただいた点を含めた表記として、「その後、誰もが人権侵害の被害者にも、加害者にもなる状況が全国的に広がりました。それにより、改めて人権侵害を自分事として意識するようになる契機となりました」の追記を行った。別紙5を御参照願う。修正内容は朱書きしている。

【事前質問 11番】

第1章 4ページの10～11行目と16ページの12行目について 直江委員
表現を統一した方が良いのではないのでしょうか。

【回答 11番】

似た内容の文章であることから、表現を統一した方がよいのではとの御質問をいただいた。確かにいずれのページも似た表現の文書であるが、16ページの12行目「感染症患者等に関する人権問題」においては、コロナ禍の自粛の中、インターネットやSNSを使った感染者や医療従事者に関する差別的な書き込みなどの問題が起きたことについてふれておきたく、文書が異なっている。御質問いただき、4ページの表現を16ページに持ってくる、又は16ページの表現を4ページに持ってくることも考えたが、その場合、文書全体がうまく納まらない感じになったため、表現は現状のままとさせていただきたいと考えている。第1章の事前質問に関する回答は以上。

(渡会長)

萱沼委員、直江委員からは、よろしいか。

(萱沼委員)

質問に関する御回答ありがとうございます。改定の趣旨について、感染症に関することを書かせていただいたが、全体に関しても、趣旨として人権問題は「対岸の火ではなくて我が事である」ということを強調した方が良いのではないかと思って書かせていただいた。事例としては感染症に関することを書かせていただいたが、改定の趣旨に書いてあるような、インターネットやSNSを通じた人権侵害というのは、まさに明日自分が加害者になるかもしれないし、被害者になるかもしれないということが、より身近になっていると感じている。そうしたものを最初の改定の趣旨でふれておくことで、古賀市民の方々に、この問題は私たち一人ひとりの問題なのだと考えていただけないかと思い書かせていただいた次第である。

(直江委員)

この理念の案を読みながら、ずっと読めるものではないため、引っ掛かる所だけをチェックしていると若干、表現の違いが気になったため質問させていただいた。また、萱沼委員がお話されたように、今の既存の人権問題、そしてこれから思いがけないところで発生する人権問題に対しての古賀市の考え方、対処の仕方、姿勢についても趣旨として少しでも盛り込んでいくともっと他人事ではなくなると思う。また、「自分が認識していないがゆえに人権問題に関わることで人を傷つけてしまった」ということも防がなければならない。そうしたことにも踏み込んでいただけたらと思う。

(渡会長)

事前質問に関する話が終わったため、改めてこの第1章についての御意見等があれば、委員の皆様からお願いしたい。山下委員と原口委員からはよろしいか。

(山下委員・原口委員)

大丈夫です。

(渡会長)

次に第2章に入る。「第2章 人権施策の基本理念」の、6～7ページについて御意見のある方は申し出ただけらばと思うが、第2章に関する事前質問があれば、先に事務局から説明をお願いする。

(淵上 人権センター庶務担当)

第2章に関する事前質問について御説明させていただく。別紙4:「人権施策基本指針改定(案)事前質問に対する回答について」を御参照願う。

【事前質問 10番】

第2章 7ページの上から2行目 人権施策の基本理念 交流について 直江委員
(原文)

さまざまな機会を通して市民や人権問題に関係する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

(案)

市民や人権問題に関する団体が、さまざまな機会を通してふれ合うことで、それぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

(※文書表記に関する御助言)

【回答 10番】

事前質問いただいた箇所は、人権施策の基本理念について書かれているが、庁内会議で話し合った結果、「理念とは、ある物事における根本的な考えを意味するもの」として、基本、第2章の人権施策の基本理念については扱わず、変えない方向でいくこととした。直江委員の事前質問内容は、文書全体の意味を損なわず、読みやすくする目的で、主語「市民や人権問題に関する団体」を文頭にもってくる形で御助言いただいたものと受け取っている。感謝申し上げます。事務局からの説明は以上。

(渡会長)

直江委員からは、よろしいか。

(直江委員)
大丈夫です。

(渡会長)
それでは、6～7ページについて全体的に意見をお伺いしたいがよろしいか。

～意見なし～

(渡会長)
それでは第2章についてはこれで終わりとする。

(渡会長)
続いて、「第3章 個別の人権問題」について、8～20ページについて御意見のある方は申し出ただけであればと思うが、第3章に関する事前質問について、先に事務局から回答、説明をお願いする。

(渕上 人権センター庶務担当)
第3章に関する事前質問について御説明させていただく。別紙4：「人権施策基本指針改定(案)事前質問に対する回答について」を御参照願う。

【事前質問 12番】

第3章 8ページ(上から3行目) 部落差別(同和問題) 原田委員
3行目に「本市においては、」とあるが、どこまでが本市の状況なのかを明確にする方がいいと思う。10行目の「差別意識の解消には至っていない状況です。」までが本市の状況ならば、次の「さらに、インターネット上で～」の文は改行し、「さらに、全国的にはインターネット上で～」と続ける方が分かりやすいと思う。

【回答 12番】

ご指摘いただいたとおり、10行目の「差別意識の解消には至っていない状況です。」までが本市の状況である。この文の後に改行を行い、「さらに、全国的にはインターネット上で～」と表記するよう修正を行いたいと考えている。

(渕上 人権センター庶務担当)
引き続き、第3章の事前質問について回答する。質問番号2番を御参照願う。

【事前質問 2番】

第3章 10ページ 女性の人権問題 萱沼委員
説明文が終始「活躍」の内容になっている点が気にかかります。社会参加や就業の機会

の確保とともに、DVやハラスメントといった命の危機や、貧困の問題につながる課題も重要かと思えます。取組内容に、その点は記載されているのですが、説明文にも含まれる方が、就業などを通じて社会参加している女性以外の多様な女性も包括して人権問題として取り組んでいる姿勢が示せるのではないのでしょうか。

【回答 2番】

女性の人権問題については、御指摘いただいたとおり、女性の活躍目標のことにしかふれていない文書内容となっていたため、御指摘いただいた内容を踏まえ、別紙5にて説明文の修正を行った。修正は朱書き箇所である。

(上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号9番を御参照願う。

【事前質問 9番】

第3章 12ページ(下から4行目) 子どもの人権問題 萱沼委員

「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」とはどういうことを意味しますか。

【回答 9番】

これは、「つらいときや苦しいときに助けを求めてもよいということを学ぶ教育」のことを意味している。いじめを苦しめた児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、2016(平成28)年4月に自殺対策基本法が改正され、学校における児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれた。御質問いただいたとおり、現状の表記だと分かりづらいことから、()をつけて補足し、別紙5に修正案を添付させていただいた。つらいときや苦しいときに助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育など)と表記の修正を行う。

(上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号3番と4番を御参照願う。

【事前質問 3番】第3章 13ページ 高齢者の人権問題 萱沼委員

現在、国で進められている地域包括ケアや、70歳現役社会の実現においては、高齢者の社会参加や就業機会の確保といった点が含まれているかと思えます。よって、高齢者の人権問題においても、健康状態や年齢などに関わらず、地域で尊重されることを記す部分が含まれても良いのではないかと思いました。

【事前質問 4番】第3章 13ページ 高齢者の人権問題 萱沼委員

高齢者に限らず社会的支援を要する人・家族に共通するものだと思いますが、今後、一人暮らしの高齢者が古賀市においても増加していくことを考えると、まず高齢者の部分

に「社会的孤立や孤独」をなくし、共生社会の実現をめざしていくといった表現が含まれていても良いのではないかと思います。社会的孤立が人権侵害につながっていくことがありますので、重要なキーワードだと思います。

【回答 3、4番】

13ページ「高齢者の人権問題」の説明文を修正させていただきました。別紙5を御参照願う。御指摘いただいた内容を踏まえ、修正箇所は朱書きしている。

(淵上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号13番を御参照願う。こちらも高齢者の人権問題に関わるため、御説明させていただく。

【事前質問 13番】 第3章 20ページ さまざまな人権問題 原田委員

本年度の人権施策審議会の答申書で取り上げた、中高年の引きこもり問題「8050問題」をどこかで頭出ししてもらいたい。書き込むとすれば、20ページの「さまざまな人権問題」ではないか。「8050問題」は今後、ますます深刻な問題になる可能性が大きい。今後行政や地域社会でどう対応すべきか検討を進めます。という内容にしたい。

【回答 13番】

御質問いただいた内容について、庁内で協議を行い、「8050問題」については13ページの「高齢者の人権問題」に掲載することとした。協議の中で「さまざまな人権問題の所に掲載してはどうか」という意見も挙がったが、「古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画」において、「8050問題」については古賀市包括ケアシステムの中で対応することが明記され、施策として取り組むことになっていることから、「高齢者の人権問題」に掲載させていただくこととした。

(淵上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号5番を御参照願う。

【事前質問 5番】 第3章 18ページ 災害に伴う人権問題 萱沼委員

[2・災害の対応]について

この部分の取り組みの○の一つめで、日頃から災害に備える「自助」の重要性に努めますという点が気に掛かります。災害に対する日頃からの取組は自助のほか、地域などによる「相互扶助」や、その地域などの取組を支援する「公助」も重要なのではないのでしょうか？近年、地域のコミュニティ機能として、災害時の役割の重要性が再認識されている点からも表記の表現等検討していただければと思います。

【回答 5番】

御指摘いただいた内容を踏まえ、18ページ「災害に伴う人権問題」の[2・災害の対応]

に ○ を追加し、説明文を修正させていただいた。別紙5を御参照願う。修正箇所は朱書きしている。

(淵上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号6番を御参照願う。

【事前質問 6番】 第3章 20ページ さまざまな人権問題 萱沼委員
説明文の「人身取引の問題」は、日本・古賀市在住の人々にとって、この表現では「身近な人権問題だ」と、すぐにぴんとくるのは難しいのではないのでしょうか。主として、日本では女性や外国人に対する性的搾取が問題視されていることから、取り入れられたと推察します。よって、表記においては()に具体的な侵害の内容を表記してはいかげでしょうか。例)人身取引の問題(強制労働、強制結婚、性的搾取など)

【回答 6番】

事務局でも人身取引について調べ、偽装結婚、臓器売買もあることが分かったため、萱沼委員から御提案いただいた記入例を参照し、()に具体的な人権侵害の内容を表記するよう修正する。

(修正案)人身取引の問題(強制労働・強制結婚・偽装結婚・臓器売買・性的搾取など)

(小河 人権センター係長)

事務局から補足説明をさせていただく。別紙5に記載の「高齢者の人権問題」を御参照願う。上から11行目の朱書き箇所に、「社会的孤独や孤立など」と記載されているが、正しくは、「社会的孤立や孤独など」である。孤独と孤立の順序が入れ替わっていたためこの場を借りて訂正させていただく。

(渡会長)

事務局から、第3章における事前質問に関する回答があった。この第3章はボリュームが一番大きく、内容について検討する点が多いと思われるが、第3章に関し委員の皆様から御意見、御質問等があれば願います。

(原田委員)

「8050問題」を取り上げていただき、改めて御礼申し上げます。私もどこに「8050問題」を入れたらよいのか迷ったが、「高齢者の人権問題」なのか、もう少し広がりがあるような、高齢者に限定しない話のような気もしたため、「さまざまな人権問題」に入れてみたが、先ほど既に、地域包括支援センターの施策に絡め、この問題に取り組むことが計画に明記されているという説明があったため、「高齢者の人権問題」で取り上げて進めていただければと思う。

(原口委員)

基本指針の全体の作りの中で個別課題を出していただいているが、これまでずっと論議をしてきた中、SDGsの問題の話をしてきたと思うが、「文脈の中にSDGsのことが文言として出てきていないかな」と思い、「個別の施策として入れていくのは難しいかもしれないが、何かSDGsの文言が入ったらいいな」と思いながら読ませていただいたことが1つ。もう1つは今、2024（令和6年）まで、性暴力に関する取組を強化していこうとする取組がある。これは省庁をわたり、文部科学省だけではなく、厚生労働省や法務省など、いろいろな省庁が一体となって性暴力をなくしていこうとする取組が始まっている。学校現場にもいろいろなものが出てきているが、そういったものがないため、どこに入れたらよいかを読み込んでいくと、最後の「さまざまな人権問題」の中に、今後そういう取組が出てくることを文言として入れていただけたらありがたいと思いつつ読ませていただいた。

(森下 人権センター課長)

ありがとうございます。SDGsに関する記述については1ページの「国内外の動向」の下から10行目に4行ほど書かせていただいている。さらに2015（平成27）年に国際サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。という記載をさせていただいている。

また、性暴力については、本日配布させていただいた別紙5の「女性の人権問題」にて朱書きの2行を追加させていただいているが、いかがか。

(原口委員)

今取組が進んでいるのは、女性に関する性暴力だけではなく、男性に対する性暴力もある。そのため、ここに「女性の人権問題」として記載されている分には勿論結構だと思うが、「性暴力」ということでいうと、男性も含めた性暴力に関する項目は、ここだけでは不十分なのかなという気がしている。それから、SDGsについてはここに記入があるが、その基本的な考え方は、私は「人権のベース全てにSDGsがあるのではないか」と思っていて、世界的なレベルでこれからそれが進行していくのではないかと思うと、もう少し書きぶりとしては扱ってもいいのかなと個人的には思う。SDGsに関しては、今の御回答でもよろしいかとは思いますが、性暴力に関しては少し挙げていただけたらと思ったところである。

(森下 人権センター課長)

ありがとうございます。今の御意見をもとに、もう少し事務局の方でも検討させていただきたいと思う。

(岩城委員)

今、性暴力の話が出たが、勿論一番先に出てきたのが夫婦間のDVのことであるが、そ

の前の法律で児童虐待防止法ができた。その時には、子どもに対する性暴力がまず法律上出て、それから今度はDV防止法ができ、その後、平成18年4月1日に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者に対する性的虐待もひとつのテーマとして出された。その次に平成24年4月1日に障がい者に対する性的虐待、この障がい者というのは障がい児（者）であり、障がいをもった子どもも含まれるほか、成人した大人の障がい者も含まれており、障がい者虐待防止法で障がい者に対する性的虐待が一般的に禁止されている。そういったことを総合的に入れていただいたら、全部ここが包括的に含まれていくのではないかという気がしている。

（原口委員）

今あるものは、岩城委員のお話にあったものが確かにあると思うが、「同意のない性行為は暴力である」というところの動きで、今女性の方々が「Me too（ミートゥー）運動」と、一緒になって声をやっとなげてこられたところかなと思っているところである。そのため「女性の方も含め、子ども、男性の方も含め、同意のない性行為を強要されることは暴力である」という、そういうことが広く社会の中に認知されていく、そういったところがいろいろな場所でこれから声が挙がっていけばいいと思っている。法律的は、今年教員が子どもたちに対して性暴力をしてはならないという法律、対策が出てくるだろうということも考えていて、おそらくここ一年位の間に性暴力に対する法律等が出てくるのではないかということも考えて意見を言わせていただいた。ありがとうございます。

（岩城委員）

DV防止法は双方向である。一般的に、女性が男性から性暴力を受けることが圧倒的に多く、私も女性が男性に性暴力を受けたという相談を受けたことがあり、実際、裁判例もある。だが男性が女性に性暴力を受けたという事例もあり、DV防止法は、男性から女性に暴力を振るうというものだけではない。

（森下 人権センター課長）

もう一度、今の御意見を含めて検討させていただきたいと考えている。

（萱沼委員）

今の議論に関連して、10ページは「女性の人権問題」という標題になっているが、ゆくゆくは女性という限定をせず、おそらく「性の人権問題」になると思う。そうすると、今、皆様のお話された意見が入ってくるため、今回の改定では、少し難しいと思われるところだが、時世的にまだ女性の人権の方が遅れている状況のため、こちらを大きく強く出す意味では、この標題で良いのかもしれないが、ゆくゆくは、性別に関わらず、性の問題という形で、さまざまな年齢性別に関わらず、性にまつわる問題としてこちらに挙げていく方法がひとつあるかなと思う。実際、今育児休暇に関して男性に阻害要因が

あることなども、本来ここに関連するところになってくるかと思うので、ゆくゆくになるとは思うが、ご検討いただければどうかと思う。

(渡会長)

今の御意見に関し、事務局の方からはどうか。

(森下 人権センター課長)

性の問題として、どの部分に入れるかについては非常に検討が必要なことだと思う。「女性の人権問題」のところに入れると、先ほど原口委員が言われたように、男性を含めてみると分かりにくいところもあり、「さまざまな人権問題」のところに入れるのも一つの考え方かと思うが、そういった御意見をいただきましたので、もう一度事務局の方で整理したいと考えている。

(渡会長)

固定観念として我々も考えてしまっていたところがあるかと思うが、今ひとつ大きな御意見だということで御検討いただきたい。

(渡会長)

その他に御意見があればお願いします。山下委員からはどうか。

(山下委員)

今の話の流れの中で思ったことを一言言わせていただく。古賀市人権施策基本指針という標題になっているため、「個別の人権問題を、全て取り上げて書き表していく必要まではあるかな」というのが私の意見である。「具体的なものは、施策基本指針に基づく実施計画案が出されるため、その中で具体的に表記していく流れのための人権施策基本指針ではないか」と思い、私は受け止めている。出てきた問題全てを取り上げて書いていくと、全て「さまざまな人権問題」になってしまうため、古賀市の人権施策基本指針の趣旨が何かぼやけていきそうな気がする。そのため、そのあたりは御検討いただき、表記していく。何かこう、順番があるような気がしている。大元となるものがあり、実際に古賀市の行政施策を行っていく際に具体的に「さまざまな人権問題」がずらっとあり、今年度前半の審議会で審議を行ってきました。そういった部分に反映させていくと。ただ、原口委員や岩城委員のお話にあったように、基本的なDVという意味合い、「DVは男性女性とも双方向ですよ」とか、そうしたものが我々からあいまいな認識として流れていっているとしたら大変なことになっていくため、押さえるべきところは用語解説の所できちっと出して解説して押さえるような形にするのがいいかなと思う。「いろいろ盛り込んでいくことは、また今後将来的に改定を行う際に押さえていけばいいのかな」というのが私の意見である。

(渡会長)

他に皆様から御意見があればお願いします。

(渡会長)

それでは、第3章「個別の人権問題」について、20ページまでの審議をこれで終わりたいと思う。続いて、21～23ページの第4章「人権教育・啓発の推進」について、御意見のある方は申し出ただければと思う。第4章に関する事前質問があれば、事務局の方から説明を願う。

(淵上 人権センター庶務担当)

第4章「人権教育・啓発の展開」に関する事前質問について御説明させていただく。別紙4：「人権施策基本指針改定（案）事前質問に対する回答について」の質問番号7を御参照願う。

【事前質問 7番】 第4章 21ページ下から4行目 萱沼委員

21ページでの、人権と関わりの深い公務員、教職員～、という表現は、24ページで用いている「特定職業従事者」と表現するのが良いと思います。よって、21ページに用語解説を入れた上で、「特定職業従事者」と表現するのが良いと思います。現行では、24ページで説明なく、突然「特定職業従事者」という言葉が出てくるため、一般市民の方には分かりにくいかと思います。（※用語の表記についての御助言）

【回答 7番】

御助言いただいた21ページの表現は「特定職業従事者※」と修正し、用語解説に入れるようにさせていただく。事前配布資料では、24ページに「特定職業従事者※」と表記していたが、24ページの「※」は削除する。

(淵上 人権センター庶務担当)

続いて、質問番号8番を御参照願う。

【事前質問 8番】 第4章 24ページ ②職員の意識変革 萱沼委員

ここでいう「職員」とはどのような人々を指すのか御質問します。正規雇用の市役所職員のみなのか、非正規や派遣を含む職員なのか、またさまざまな委託事業先の職員も含むのか、その範囲についてのお尋ねです。例えば、福祉分野では、市民と対面対応する事業が委託されています。そこでの対応が人権意識に基づきなされることが重要だと思われるため、質問いたしました。

【回答 8番】

ここでの「職員」は、市で雇用されている、任期の定めのない職員、任期付職員、会計

年度任用職員、臨時的任用職員、嘱託職員を指している。(地方公務員法で定められている職員) 事業所が雇用する委託事業先の職員や派遣職員は 25 ページ(第5章「人権施策の推進」の3・関係機関・団体とのネットワークの構築)に記載されている「事業者」にあたるものと考えている。こうした事業者の方々とも連携を図り、共働して人権教育・啓発の取組を進めてまいりたいと考えている。

(渡会長)

事務局から21～23ページの第4章「人権教育・啓発の推進」の事前質問と回答があった。関連することから回答に関しては24ページにふれるところもあったが、萱沼委員はいかがか。

(萱沼委員)

質問内容に関する御回答に感謝申し上げます。これは事前質問票には記載しなかったことだが、22～23ページ第4章の3「人権教育・啓発の展開」のところに、もしかしたら含めてもいいのかなと少し思ったことがあるため、この場で少し伝えさせていただくと、(1)～(8)まで記載されているが、さらに追加として、古賀市は先駆的に人権問題に取り組まれていると思う、こういった進んだ取組をしていることを、地域間に発信するというのも、ひとつこの発展の中で取り入れても良いのではないかと思う。今この指針で書かれていることは、「地域内」に関する事柄が中心になっているため、今回の基本指針改定ではなく、これか今後、ゆくゆくは検討していただけたらいいなと思うところではあるが、「地域内の取組を外部に発信していく」ことで、それが外部で取り上げられ、そうするとそれがまた地域の方も、「うちの市はこんなことをしているんだ」という意識の啓発や向上にもつながり、プラスの循環につながっていく流れができるのではないかなと思い、お話をさせていただいた。

(渡会長)

今の御意見を受け、事務局からはどうか。

(森下 人権センター課長)

御意見に感謝申し上げます。地域の連携ということを、ここ(第4章)に記載させていただくかは、また検討させていただきたいと思う。

(渡会長)

それでは、第4章に関し、この場で他に気が付いた点や、御質問があればお願いします。

(直江委員)

萱沼委員の御質問にもあったが、24ページの「②職員の意識変革」のところを読んでいて、研修を受ける者は職員であるが、研修の計画や責任を負う者の主体はどこにある

のか。責任の所在というものが分からないため、御質問する。

(野村総務部長)

私の方から御説明させていただく。基本的に職員の研修は、人権研修に限らず、人材育成等も含め、古賀市役所の人事秘書課の方で体系的に実施させていただいている。人権研修の大きなところでは、県外で開催される人権啓発全国大会・研修集会などの大きな大会への参加も含め、人事秘書課で参加を指示し実施しているが、それだけではなく、庁内で職員全員を含めた職員前期人権研修を人事秘書課で実施している。職員後期人権研修は、所属部署単位で、それぞれの部署の所属長が計画を立て実施している。それぞれの部署内の研修では、グループワーキングを行った研修も行っている。したがって、職員に対する大元の研修の実施については、人事秘書課ということになっている。

(渡会長)

それでは、第4章「人権教育・啓発の推進」から、24～25ページの第5章「人権施策の推進」の方に移り、あわせて第6章「いのち輝くまちづくりに向けて」の26ページまでまとめて、委員の皆様から御意見や御質問を伺いたいと思う。

(原田委員)

第4章について伺います。第3章「個別の人権問題」を整理して、それを市民各層に浸透するという役割を、この第4章が担っていると思うが、第4章は極めて重要なポイントで、いかにここを充実させるかによって、第3章が成果を上げていくかという構造になっていると思う。それでこの第4章の書き出しのところをみると、「人権問題は、国民的課題であると言われながら、行政として市民の間にその認識を十分に浸透させることができなかつた面もあり」という表記のところの問題認識。これは極めて重要であると思うが、ではどうしてできなかつたのか、今後どうするのかというところが今問われているのだろうと思う。そういう視点で見ると、どうやってできなかつた点を克服しようとするかがちょっと見えにくく、分かりにくい。いくつか朱書きが入り、新しいこと、例えば、「(4) 学校における人権教育・啓発の取組」これは、朱書きが多くなっている。つまり、新しい文書が導入されているようである。「(5) 社会教育(生涯学習)における人権教育・啓発の取組」も半分くらいが朱書きで新しい文書になっている。「(6) 企業・事業者における人権教育・啓発の取組」も変わっている。しかし、この第4章の構成は(1)～(8)までであるが、おそらくそんなに変わっていないのではないかと思われる。トータルとして、どうやって先ほどの市民一人ひとりに浸透できなかったものを浸透させるかというところに結びついていかないと、第4章はまた数年後に評価するとき、反省をしなければならなくなる。そのためここは非常に重要なポイントだと思われるため、まずどこがどう今までと変わってきているのか、その反省点を踏まえて、どこをどう変えようとしているのか伺いたい。

(小河 人権センター係長)

回答になるかは分からないが、御質問に回答させていただく。まず第4章は、原田副会長のお話にあるような構成となっている。一つめのお話にあった、「人権問題は、国民的課題であると言われながら、行政として市民の間にその認識を十分に浸透させることができなかった面もあり」という言葉を今回も残している件については、これは、ずっと（行政としての）課題であるという風に思っている。人権問題に関する認識を市民の間に浸透させていくことが啓発の大きな基本であると私は考えている。2020（令和2）年度に、「古賀市人権に関する市民意識調査」を行った。この市民意識調査結果を受け、これまでと啓発内容を変えていくなどしていくが、それでも啓発の内容には少し足りなかった点などが出てくると考えられる。そうしたことがこれからも起こると思われるため、この（文書の）部分は残させていただきたいと考え、御指摘いただいた文書の変更は行っていなかった。また、全体の構成で朱書きしたところ、特に「(4) 学校における人権教育・啓発の取組」や「(5) 社会教育（生涯学習）における人権教育・啓発の取組」で修正させていただいたところは、前回の基本指針で記載していることと内容的には大きく変わってはいないが、詳しく、分かりやすくするよう記載させていただいた。

「(6) 企業・事業者における人権教育・啓発の取組」は、これまでの基本指針の表記が、行政からの一方通行的な内容になっている部分があったため、企業・事業者でもこうした取組をしていただきたいという内容を記載させていただいている。全体的には前回基本指針と同じく、(8) までの構成となっているが、基本これらはすべて啓発の取組としてしていくべきものであると考え、このままの構成としている。

(原田委員)

非常に率直な答弁だと思うが、それだと市民はあまり納得されないのではないかと思う。「(指針改定までの) 9年間、これまで何をやっていたんですか」と思われるのではないかと。こういう取組で一定程度の進展は見られたが、ここにこの課題が残っているというような、分析というか、客観的なデータを示していかないと、市民に浸透できるものができなかったというような言い方を、また9年経ち同じ表現を繰り返すことは、「あなたたち行政は何をやっているんですか」と言いたくなってしまうかもしれないと思う。1年、2年だけでなく、数年間かけているものなので、前回と同じ表現にするのではなく、もう少し分析をし、「市民の中でもこういう人権意識が高まってきている。しかし、まだこういう課題が残っているんだ」というところを示していかないと、なかなか市民はついていけないというか、一緒に共働し、共に動いていけないのではないかと思う。そういう感じがする。そして、一番大事なのは個別の職場や学校、地位社会などいろいろあるが、実は「(8) 市民との共働による人権教育・啓発の取組」、これが大事だと私は思う。いかに人権についてのネットワークを広げていくかという、その仕掛けが必要である。規模の問題ではなく、仕掛けが必要だと思う。どうやって市民との共働による人権教育・啓発の取組をしようとしているのか、その仕掛けがあまり見えてこない。ここは何か工夫する余地がありそうな気がするため、今回の基本指針改定ではそのこと

を記載するのは無理だとしても、今後、その仕掛けを研究するという姿勢をぜひ示していただきたいと思う。

（直江委員）

原田委員のお話にもあったが、結果だけを大雑把に見るのではなく、その分析を行って良い面はそのまま引き継ぐ、失敗した面は改めていくという姿勢でないと、前に進めないと思う。新たに上がってくる問題もあるが、長く継続しなければいけない取組もある。その取捨選択も必要になるため、分析はとても大変だと思うが、大切なことだと思う。そして、ある程度、今（８）の市民との共働というのがあるが、ここでの市民を学校に置き換えると、小さなコミュニティではあるが、人と人との交わりがあるところはすべて共働だと思う。そのところの取組をもっと具体的に掘り下げてほしいと考えていた。取り入れていただけたら幸いである。

（岩城委員）

私は「人権というのは、ここまでいったらもう大丈夫。あるいは100点満点」というものはないと思っている。どんどん進んでいけばいくほど、なお人間の要求は高くなっていき「もっとこうしたい、こうしたい」という天井なしのため、できないところをしっかりと把握、分析し、そこをどうしていくかという点も勿論大事だが、良い点、進んでいる点もしっかり見て評価していくことも大事ではないかと思う。私は実際に関わらせていただいた介護保険関係の事案で、ある深刻な高齢者の事件が起き、それを解決するためには、古賀市と他市が連携しなければいけないという事件を担当した。この事件は解決までに3年を要した。今年の夏にようやく解決したところである。そのときの私の実感として、古賀市の対応の仕方と、手を組んで対応しなければならない他市の対応の仕方にもものすごく差があったことを感じた。古賀市の方が遥かにレベルの高い対応をしていただいたと感じた。私は、これは古賀市でずっと人権に関するこうした会議などを開いて市として対応されてきた成果なのではないかという気がした。私は別の市でも人権施策審議会の審議委員として会議に参加させていただいているが、その市でも、ある側面では非常に進んだ取組をされている。なぜだろうと考えると、やはり古賀市のように、このような人権に関わる取組に関する提案や会議などをずっとされている。そうした成果が少しずつ蓄積されてきていることを非常に感じている。

（原口委員）

昨日、人権週間の取組（いのち輝くまち☆こが2021）の発表が古賀市であったというチラシを見させていただき、その中のひとつに、古賀市人権に関する市民意識調査の報告発表のことがあり、非常に興味をもって見させていただいた。事前に講師の先生（堀内忠先生）とお話しする機会があったため、お話を伺ったところ、「これまで古賀市がやってきたことの成果が非常に出了市民意識調査の分析結果だった」というお話を聞いた。実は今日、人権施策基本指針改定の審議をするにあたり、市民意識調査

の結果で、「ここが良くなってきている」ということと、「ここはまだ課題だ」ということとの分析結果が出て、それが改定の中に生きてきたらいいなと思った。時間的に難しかったところもあると思われるが、今後の課題としては、分析結果の数値などが具体的にでてきて、「ここがやはり弱い」、「ここをこう改善していかなければいけない」、「改善のための方策として、どこの課で何ができるだろうか」といった具体的な話ができるような大枠となる数値が出てきて、巻末に今後そうした分析結果をつけることができたらいかなとこれまでの一連の話を聞きながら考えてきたところである。

(山下委員)

原口委員のお話に関連し、私は昨日、いのち輝くまち☆こが2021に参加させていただき、市民意識調査結果報告の講演を聞いた。その中で、2008（平成20）年度と、2020（令和2）年度の「古賀市人権に関する市民意識調査」の結果を比較すると、かなりの部分で改善がみられており、すばらしい取組の成果が出ているとの話があった。そういったところも評価してはどうか。2008年度調査と比べ、（人権や人権問題に関心があると回答した市民は、57.9%→71.3%に増加）13.4%も良い結果だったという話もあった。そのため、今回基本指針の改定を行うにあたっては、「古賀市人権に関する市民意識調査の結果で良かったところの成果と、まだ残されている課題は何か」というところが、今回の基本指針改定の基盤になっていくのではないかと感じながら昨日は参加させていただいた。教育現場の先生たちの人権意識を高めなくてはいけないとか、全国的な動きとしても、認識力や感覚を高めるといったことから、今は人権に関する行動力を高めることをめざしていかなければいけないという方向になってきている。基本指針改定案を見させていただいた時に、「古賀市人権に関する市民意識調査」の結果が全くといっていいほど書かれていないと感じた。事前配布資料の別紙で「市民意識調査結果の抜粋」をいただきはしたが、「なぜ別紙であり、どうしてこの市民意識調査結果のことを基本指針改定案に書かないのだろう」と感じた。いろいろ検討した結果であり、意識調査の結果を踏まえての改定案だと思うが、市民が「古賀市の人権に関する意識や取組は、約10年間かけ、こうしたところが古賀市は良くなってきたんだ」という豊かさや幸せを感じる場面が、どこであるのだろうかという気持ちがある。行政としてここは頑張らなければならないというところも大事だと思うが、「市民が豊かさや幸せを感じるところが改定案にあって良いのではないか」と思い、昨日「いのち輝くまち☆こが2021」に参加させていただいたことも含めてお話させていただいた。

(直江委員)

山下委員のお話に関連して、学校における人権啓発の取組で、人権フェスタの場面では小学生もSDGsについて知っており、子どもたちが親や祖父、祖母に教えるという、逆方向の教育の流れもできている。そういうところは、人権啓発や、教育の優れた面だと思っている。ただし、ここが欠けているという方にとっては、ゼロである。100かゼロかで考えると、ゼロとしか受け取れないというところを他人事だと考えず、自分の

こととして考えてほしいという思いがある。何人かから「ここができない、私たちは一番ここをやってほしい」という声を何度か聞いたことがある。それは、進んだ取組をしている市町村と比べてしまうところがある。それは古賀市の課題として取り上げる機会かなという気がしている。

(原口委員)

会議開始前に、直江委員から古賀市の広報誌（令和3年11月号）を見せていただいたが、一面でヤングケアラーの特集を組んだ記事を見せていただき、この人権施策審議会でも議論をさせていただき、「ヤングケアラーに関する市民周知が必要ではないか」という意見も言わせていただいたことがあったが、こういう形で市民周知ができたことを見せていただき、大変嬉しく思った。山下委員の意見に関連付けて言わせていただくと、「良くなってきたところがたくさんある、今回の基本指針改定でも良くなったことがたくさんある」と、データではっきり出てきたものを、市民に向けてもっとアピールしても良いのではないかと思う。内向きでなく、外に向けて出していても良いのではないかという意見もある。そういった良さは、「市民みんなが頑張ってきた成果だ」とアピールする場面がもっともあって良いのではないかと。そういった市民意識調査の結果についても外向きの広報をもっともって行って良いのではないかと話しを聞きながら思ったところである。

(渡会長)

全般的なことも含めた話になっているが、改めて「第5章 人権施策の推進」と「第6章 いのち輝くまちづくりに向けて」の24～26ページについて、意見があれば伺いたいと思うが、審議開始から1時間以上経過しているため、ここで5分程度休憩を行う。



休憩



(渡会長)

それでは会議を再開する。全般的な話になってきていたが、改めて、基本指針改定案の全般に関して、先ほど出されてる中身がかなりあると思うが、どなたからでも、御意見をいただきたい。

(山下委員)

御質問する。前回（2013年）の人権施策基本指針改定のときはどうだったか分からないが、前は、基本指針に関する市民向けのリーフレットは出されたのか。

(森下 人権センター課長)

市民向けのリーフレットは出していない。現時点ではリーフレット作成の予定もない。

(山下委員)

分かりました。出された方がいいと思った。予算の都合もあるだろうが、市民向けは前半の部分は軽く書いて、後半の第4章、第5章を厚くしてはどうかと思ったところだった。古賀市の広報紙（広報こが）も、時々人権に関する記事が休みになっていて、人権について書かれた項目がない時があるのかなと思い、お尋ねさせていただいた。

（森下 人権センター課長）

人権に関する記事は、広報こがの「Human Lights (ヒューマンライツ)」で毎月掲載している。人権施策基本指針についても広報こがで周知したいと思っている。

（山下委員）

古賀市人権施策基本指針の改定版を市民は目にすることができるのか。

（森下 人権センター課長）

教育に関わる学校現場をはじめ、公共施設には置きたいと考えている。市民全戸配布の予定はない。

（原口委員）

人権の取組の蓄積があって見ていくと、たくさんの素晴らしい取組がある。では自分たちも含めて、何が自信になっていくのかということ、例えば数字であったり、先ほどお話にあった子どもたちの取組であったり、「自分たちがやっていることは間違いではないんだ」ということが、内向けにも自信になり、外向けにもアピールになるため、「もう少し数字やいろいろなことは、外向けに出していかなければいけないことがたくさんあるのではないか」と思い全体の話聞いていた。「そういう素晴らしさがあれば外に向け、どんどん出して広報していけば、さらに周知が進むのかな」と全体の話聞きながら思ったところである。予算の問題もあるだろうが、良さというか、得られたものをどう返すのか、パンフレットやいろいろな考え方はあるだろうが、せっかく素晴らしい取り組みをされているのだから。それをもう少し知恵を絞ってやっていくと良いと思う。

（渡会長）

もう会議も終盤になるため、委員の皆様から、これだけということがあれば、一人ひとりお話を伺いたい。

（萱沼委員）

委員皆様がさまざまな点で御指摘いただいたところを私も賛同して聞いていたが、「第3章 個別の人権問題」のところでも出ささせていただいたが、今後の人権侵害の問題のキーワードになってくるのが、「社会的孤立化、孤独化」というものが1番ベースにくるところがあるのではないかと思う。その問題が高齢者、子ども、女性の問題等さまざまなところにつながっていくため、そこを念頭に置いた取組を進めていただければと思う。

(原口委員)

4～5日前、内閣府が主催した中央研修会にリモートで参加をさせていただいた時に、子どもたちの幸福度を表す概念で「well-being (ウェルビーイング)」というものが新しく入ってくると研修会の中で言われていた。自分自身も、これからそれを勉強していかなければいけないと思っているが、世界レベルで見えていくと、日本の子どもの幸福度が非常に低い。「その原因は何だろう」となったときに、子どもたちの居場所がいくつあるかが、その幸福度を高めるという比例関係があることが、内閣府の資料が示していた。これから先、子どもたちは学校、家庭、地域、それ以外にも、いくつぐらい居場所を持つかによってその幸福度が高まっていく。また、「自分の悩みを言える場所が言えますか」と訊いた時に、「言える人たちがいます。言える大人たちがいます」という数をたくさんもってる子どもこそ幸福度が高い。そういう視点からも社会を見ていたり、子どもたちや住民の幸福度を上げたりすることが、今後必要になると個人的には思っている。いつかまたこういう話ができたらいいなと思っていたところである。

(直江委員)

居場所についてのお話があったが、このコロナ禍で、居場所をつくる、確保することは、大人よりも子どもたちの方が本当に難しかった。コロナ禍を約2年間過ごしてきたが、子どもたちは自然と伸びようとする力があるため、そういうコロナ禍をかいくぐって、居場所を探している。そこに手を差し伸べられることが、子どもたちを取り巻く大人の使命ではないと思う。また、周知させることは、良いことも悪いことも周知させていかなければと思う。人間は、認識し意識として上がってきてからしか行動ができないと思うため、その啓発活動が必要ではないかと思う。

(岩城委員)

社会や地域で色々なリスクが起きる可能性はいつもあるが、最初の原点に戻り、古賀市だからこそ、よく人口比などで申し上げられるが、「向こう3軒両隣」の精神（※世の中には自力では達成できないことが多々あるが、家族をはじめ、地域や社会の中での助け合いがあってこそ、安心して生活できるという考え）が非常に大きなリスクを回復する力を持っていると思っている。これには「地域福祉と個人情報という大きな課題について、みんなが理解していかないといけない」という一つの障壁がある。今の個人情報保護法は、事業者、消費者としての市民を規律する法律がベースになっている。それが地域福祉の特別法として確立できていないため、法律が適用になるところをもう少し綿密に考え、法律がそこまでは要求していないということを市民に広げていき、法が適用になるかならないか別にして、個人情報の利用目的だけはしっかりと押さえ、何のために、隣のおじいちゃん、おばあちゃんたちからも個人情報をいただくのかというと、やはり「お互い助け合うためであり、そのためだけにしか個人情報を使っていけない」ということも啓発、研修しながら行うことが最後の大事なところだと思う。

(原田委員)

この基本指針を誰が見るのか先ほど御説明があったが、一般市民ではないとすると、今回は時間がないためやむを得ないが、書き方をもっと抜本的に変えてもいいのではないかという気がしてきた。というのは、「一定程度の人権に対する認識をもっている」という前提で、職員に対して新しい指針を示すとなると、「その背景にあるものも一定程度認識している」と言っていると思う。そうすると、この基本指針は国内外の動向、人権をめぐる国際情勢から国内情勢から書いてあり、3ページ目に本市の取組がある。私が特に注目したいのは4ページの後段の「(1) 総合行政としての新たな人権施策の必要性」で、ここからが、実は個別計画も含めて改めて皆様に読んでほしいところである。

もう一つ気になっているのが、「第2章 人権施策の基本理念」に5つ出ているが、これが果たして妥当なのかどうなのか、特に引っ掛かったのが、2番目の「自立」と3番目の「自己実現」ここで言いたいところがぱっと分かるかを読みながら考えた。基本指針を示す、そして国際的な人権の情勢から入っていくのは確かにオーソドックスではあるが、毎回毎回それが必要なという感じがする。1～3ページのあたりは後ろに回し、補足的付録か何かにして関連事項で整理し、まず「新しい基本指針はここがポイントです」というのが分かるようにする。はっきり言って、この1～3ページは読むのが苦痛で、基本指針をもらった人はまず読まないと思う。「またこういう(人権をめぐる国際情勢、国内情勢)の話か」と思うのではないかと。そうではなく、「こういう今の状況の中、何が課題なのか」ということがすぐに分かるよう指針を整理される方が良い。そしてそれは、市民に届けたい。全文ではなくダイジェスト版でもいいと思う。広報紙に載せてもいいし、別刷りでも市民の手に渡るようにし、問題意識を市民とともに共有することが大切だと思うため、ご検討願いたいと思う。

(渡会長)

今、原田委員から大きな御指摘があったが、これは大きな今後の課題として、捉えていただきたいと思います。最後にこれだけは言っておきたい、意見として出しておきたいというものがなければ、議事(2)古賀市人権施策基本指針改定(案)についての御意見、御質問について全般的なものを含め、審議を終わりたいと思う。

次に、議事(3)答申について事務局から説明を願う。

(森下 人権センター課長)

本日は本当に皆様、御審議ありがとうございました。答申は、本日御審議いただいた、この「2022(令和3)年人権施策基本指針改定案の確定版」が答申という形になる。本日の議事録や審議委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ基本指針改定案を作成し、もう一度、皆様に御確認いただく時間を確保したいと考えている。本日頂いた御意見を参考に修正を行い、改めて第4回目の審議会で確認をさせていただき、その意見を踏まえて修正を行った後、基本指針改定案に関するパブリックコメントの聴取を予定し

ている。パブリックコメントで市民の方や関係団体から御意見をいただいた後に、基本指針改定案を決定させていただき、審議委員の皆様にも内容を確認していただきたいと思っている。その後、渡会長の御了解をいただいた後、基本指針改定版を、改めて委員の皆様にお届けさせていただく。以上、答申に関する事務局からの御提案である。

(渡会長)

ただいま事務局から答申についての提案があったが、その流れでよろしいか。

～異議なし～

(渡会長)

それでは事務局では、今後答申案についての中身を検討いただきたい。よろしく願います。審議会はこれで閉じたいが、最後に、皆様のほうから何かお話や御意見はないか。事務局からはないか。

(淵上 人権センター庶務担当)

事務局から御連絡させていただく。まず、本日御出席いただいた委員の皆様の報酬と費用弁償についてお話しさせていただく。本日参加いただいた皆様におかれては、費用弁償と、交通費を支給させていただく。交通費は、市外在住の方のみが対象となっているため御了承願う。また今年度の第1回から本日の第3回審議会までの委員報酬、費用弁償、源泉徴収額についての通知文書を今月中に皆様にお送りさせていただく予定としている。確定申告等あると思うため、参考にお送りさせていただく。

また、本日の議事録案は作成次第、郵送させていただく。内容を御確認いただいた後、誤植による文字や数字の修正などお気づきの点があれば、人権センターまで御連絡をいただければと思う。議事録の訂正が終わり次第、渡会長、原田副会長に議事録案を御確認いただき、議事録署名をもって、議事録決定とさせていただく。また、議事録は、古賀市のホームページで公開することとなる。

また、第4回審議会の開催日程について、本日審議委員の皆様には資料6番の日程調査表を配布させていただいている。本日御記入いただけるようであれば、記入後、机の上に置いていただければと思う。スケジュールの確認等が必要な方は、12月17日(金)までに、人権センターまでファックスかメールで御連絡をお願いする。第4回審議会は1月下旬の開催を予定している。本日、皆様に御審議いただいた内容を踏まえ、修正を行った古賀市人権施策基本指針の改定案を御確認いただきたいと考えている。事務局からは以上である。

(渡会長)

それでは、本日の議事は終了したため、進行を事務局の方にお返すする。

(森下 人権センター課長)

渡会長、スムーズな議事進行に感謝申し上げます。委員の皆様におかれても、貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。たくさん、宿題もいただいた。できたところ、できていないところを明確にし、何が足りないのかをまた盛り込むような形で、検討させていただきたい。最後に、横田副市長より閉会の御挨拶を申し上げます。

6. 閉会挨拶

(横田副市長)

今日はお忙しいところお集まりいただき、また活発な御審議をいただき感謝申し上げます。ずっと話を聞かせていただき、改めて気付かされるところが多かったと思う。

この基本指針改定は、前回の基本指針の続編という意味ではなく、改定で改めて作り直すということである。今まで見たことも読んだこともない市民の方に見ていただいても分かるような内容で作りたいと思っている。繰り返してはないかという御指摘もあったが、ある一定の流れで分かりやすくという意味にしたつもりである。そして、市民の皆様はどう伝えるか、先ほどダイジェスト版や広報誌でという御意見もあり、十分参考にさせていただき、より多くの市民の方に、我々と同じ思いや共通の認識を持っていただくように努力をしていきたいと思う。本当に貴重な御意見をいただき、先ほど事務局からも申し上げたが、十分に参考にさせていただき、また、検討させていただきたい。

今後とも、古賀市の人権施策にそれぞれの立場から、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げ終わりの言葉とさせていただく。本日はどうもありがとうございました。

(森下 人権センター課長)

これもちまして、第3回古賀市人権施策審議会を終了する。本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

2022(令和4)年 1月 日

議事録署名人

議事録署名人